

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 1月27日

【会社名】 株式会社サクラダ

【英訳名】 SAKURADA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 曾田 弘道

【本店の所在の場所】 千葉県袖ヶ浦市南袖50番 1
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の
場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市中央区中央 2丁目 3番16号

【電話番号】 043(441)6113(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 伊藤鋭一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 0円
新株予約権証券の発行価額の総額に新
株予約権の行使に際して払込むべき金 1,000,000,000円
額の合計額を合算した金額
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場
合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使
に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減
少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	500個（新株予約権1個につき200,000株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	1個
申込期間	平成24年2月27日（月）
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
払込期日	平成24年2月27日（月）
割当日	平成24年2月27日（月）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行

- (注) 1. 第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成24年1月27日（金）開催の取締役会決議によるものであり、平成24年2月24日（金）開催予定の臨時株主総会における特別決議として本新株予約権の発行に関する議案が承認されることを条件とします。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的 となる株式の種類	株式会社サクラダ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的 となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、200,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として100,000,000株とする。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使 時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、10円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p style="text-align: center;">既発行普通株式数 + 交付普通株式数</p> <p>既発行普通株式数は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた株数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p>

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で請求又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）以降これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,000,000,000円</p> <p>上記金額は、行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。但し、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成24年2月28日から平成26年2月27日（但し、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の内容に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前営業日）までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、平成24年2月28日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合には、当社取締役会で定める取得日の1か月前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を新株予約権1個あたりの払込金額と同額で取得することができる。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選その他合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権には譲渡の制限を設けていない。但し、当社と三田証券株式会社とが別途締結する割当契約において、本新株予約権を第三者に譲渡する際には、当社取締役会の承認を要する旨定めるものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>該当事項はありません</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生します。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,000,000,000	13,000,000	987,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（0円）に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（1,000,000,000円）を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額の合計額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用300万円、第三者評価機関費用150万円、割当先調査費用20万円、登記費用280万円、印刷費用等550万円が含まれております。なお、当社は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、株式会社スピードパートナーズより割当予定先である三田証券株式会社の紹介を受けましたが、当社から株式会社スピードパートナーズに対し紹介手数料等の支払いはありません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額987,000,000円については、仕入資金等の運転資金として250,000,000円、千葉県袖ヶ浦市の工場の設備投資資金737,000,000円に充当する計画です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
仕入資金等の運転資金 当社は主として公共工事を手掛け、受注先も国土交通省及び地方公共団体並びに旧公団・公社等が中心であることから、例年、第4四半期に稼働のピークを迎え橋梁製作にかかる鋼材仕入代金等の支払いが増加し、これに対し工事代金の入金が翌期以降となり、第4四半期に特に運転資金が不足するため、運転資金として右記のとおり使用する予定であります。	250	平成24年2月～6月
千葉県袖ヶ浦市の工場の設備投資資金 当社が賃借している袖ヶ浦市の工場の設備投資資金として使用する予定であります。設備投資の内容としては、右記のとおり、電気設備・給排水等のインフラ整備、製作棟内の機械設備の設置、プラスト工場（注）1.の整備を計画しております。	737 （内訳） a. インフラ整備費用 320 b. 機械設備の設置費用 290 c. プラスト工場の整備費用 127	a. 平成24年4月～11月 b. 平成24年4月～平成25年1月 c. 平成24年5月～11月

(注) 1. プラスト工場とは、研掃材粒子を圧縮空気と高速で吹き付けて、鋼材表面の錆等を除去する作業を行う工場となります。

2. 上記に支出予定時期について記載しておりますが、調達した資金については、支出までの期間、当社の取引金融機関の口座等で保管する予定であります。

3. 運転資金の支出時期までに本新株予約権の行使が進まず、必要な資金の調達ができないこととなった場合は、応急的な措置として、本新株予約権の行使によって払い込まれた資金を返済に充てることを条件に、新株予約権が行使されるまでの間のつなぎ資金を調達することを検討しており、本新株予約権によって調達した資金については、かかるつなぎ資金の返済に使用する可能性があります。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、現在の当社の置かれている状況を勘案すれば、現時点での金融機関からの資金の調達は困難な状況にありますが、平成24年2月24日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権の発行に関する議案の承認が得られ本新株予約権の発行が行われることにより、当社の財務基盤が強化されること、またつなぎ資金の返済原資についても明確になること等、当社の状況が変化いたしますので、金融機関等からの借入の可能性を高められるものと当社では判断しております。

4. 設備投資資金の支出予定時期までに本新株予約権の行使が進まない場合等においては、設備投資の内容は、資金調達の時期及び金額に応じて変更する可能性があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要（平成23年3月31日現在）

名称	三田証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 三田 邦博
資本金	5億円
事業の内容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業
主たる出資者及びその出資比率	三田 邦博 38.41%

b. 当社と割当予定先との間の関係

当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません
人事関係	該当事項はありません
資金関係	該当事項はありません
技術又は取引関係	該当事項はありません

c. 割当予定先の選定理由

今回の資金調達、当面の運転資金及び千葉県袖ヶ浦市に賃借している工場の稼働のための設備投資費用の調達のために行うものであり、当社事業存続に不可欠な資金調達を行うものです。そのため、当社は、相当程度纏まった資金をしかるべき時期に機動的に調達するために、多様な資金調達手法の検討を進めてまいりました。しかしながら、平成23年3月期に多額の経常損失を計上していること、平成23年3月期第2四半期以降継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況にあること、今上期の受注結果に一定の好転が見られるものの平成24年3月期も赤字決算となる見込みであること等から金融機関との間で借入契約等の締結に至っておらず、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は極めて困難な状況にあります。

また、株主割当増資や公募増資による資金調達も、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等からすると、当社が必要とする資金を安定的に確保できるような増資の実現性は極めて乏しいと判断せざるを得ません。

このような状況のなか、当社は、事業体質の改善を含む事業再生の施策を検討してまいりましたが、かかる事業再構築の施策について助言・指導を受けることを目的として、平成23年12月、株式会社スピードパートナーズ（東京都中央区湊1-6-11八丁堀エスワンビル6階、代表取締役白石伸生）との間でアドバイザー契約を締結しました。そして同社より今回の割当予定先である三田証券株式会社（以下「三田証券」という。）の紹介を受け、三田証券から本新株予約権のスキームの提案を受けました。同社から提案があった本新株予約権のスキームは、当社の事業存続に必要な資金需要を満たすような機動的な資金調達が可能であり、かつ有効な資金調達方法であると考えました。そして、資金需要が直前に差し迫っている当社の現在の状況において、他の割当候補先を探す時間的な余裕はなく他の割当候補先は存在しないこと、上記のとおり他の資金調達の途を探ることは極めて困難であること、及び、三田証券より本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であり当社の経営に介入する意思がないことが確認できたことから、当社として、三田証券を割当予定先とする本新株予約権のスキームが最も当社の現況に即した資金調達に合致するものと判断し、三田証券を割当予定先として選定いたしました。

d. 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的となる株式の総数は100,000,000株（議決権数100,000個）です。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である三田証券より、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であるとの説明を受けており、当社の経営に介入する意思がないことを確認しております。また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、適宜市場内又は市場外で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定です。従って、当社株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

また、当社と割当予定先との間で締結を予定している割当契約において、本新株予約権の行使により取得した株式について、発行済株式総数の5%を超えて同一の相手先に売却する場合は、当社の取締役会の承認が必要である旨の規定が設けられる予定です。上記市場売却の方針とあわせて、当社の支配株主が突如変動するような事態を防ぐことが可能であると考えております。

加えて、本新株予約権には譲渡の制限を設けておりませんが、割当契約において、「本新株予約権を第三者に譲渡するには、当社取締役会の承認を要する」旨を定める予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、三田証券の平成23年12月31日現在の試算表により、平成23年12月31日現在における三田証券の現預金等の財産の状況を確認しており、三田証券が本新株予約権の行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、第三者機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主、並びに割当予定先の子会社が、暴力又は威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体でないこと、及び、当該団体とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

当社は、割当予定先との間で締結を予定している割当契約において、本新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限を付す予定です。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価格及び行使価額は、割当予定先との協議交渉の結果、発行価格は0円、行使価額は当社の1株当たり純資産に相当する金額である10円といたしました。

発行価格について、当社と利害関係のない独立した第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(以下「ブルーラス・コンサルティング」という。)に発行価格の評価を依頼しました。ブルーラス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価格について、当社の提示した本新株予約権の発行の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション方式を用いて算定しております。本新株予約権の評価単価算定においては、株価、無リスクレート、ボラティリティなどの基礎数値をパラメーターとして、モンテカルロ・シミュレーションにより将来の普通株式の株価をシミュレーションするとともに、その株価の推移と本新株予約権の発行条件を前提とした、当社から説明を行った当社の行動、付与対象者の行動及び行使の条件等を勘案し、本新株予約権から得られるキャッシュ・フローを予測し、その現在価値の総和を1回のシミュレーションにおける新株予約権の価値としております。また、本新株予約権の行使が行われた場合、希薄化が生じることとなるため、シミュレーションにおいて前提とする理論株価は、希薄化考慮後の理論株価を考慮し算定を行っております。理論株価は、 $\{ (発行済み株式数 \times 現在の株価) + (発行予定株式数 \times 行使価格) \} \div (発行済み株式数 + 発行予定株式数)$ で求められる数値とし、本シミュレーションでは、約23.94円/株を株価として使用し本新株予約権価値を算出しております。

前記手法でのシミュレーションにより、本新株予約権1個当たりの評価は、2,673,000円との算出結果でした。この算出結果に対し、本新株予約権の発行価格は無償であるため、割当予定先にとって特に有利な条件に該当します。しかしながら、資金繰りに関する時間的制約もあるなか、割当予定先と粘り強く交渉を行いました。平成23年3月期に多額の経常損失を計上していること、平成23年3月期第2四半期以降継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況にあること、平成24年3月期も赤字決算となる見込みであること等から、発行価格を有償としてリスクマネーをご提供いただくことについて、割当予定先からの同意は受けられず、無償にて発行することとなりました。

(参考) 新株予約権の評価額の算定結果

本新株予約権の評価額

約13.365円/株 約2,673,000円/個(1個:200,000株) 総額1,336,500,000円

本新株予約権の評価額算定に用いた前提

a 当社の行動

- ・当社は基本的に付与対象者による権利行使を待つものとする。
- ・取得条項については、現状、実行の可能性が不明のため、評価には織り込まないものとする。

b 付与対象者の行動

- ・ 割り当てられた個数のうち、半分は株価が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとする。ただし、期中に取得した株式の売却にあたっては、市場への影響を考慮し売却するものとする。なお、権利行使期間の満期日においては、権利行使価格よりも株価が高い場合、残存する全ての本新株予約権を行使し、10%のディスカウント率を考慮して売却するものとする。
- ・ 株式売却による市場への影響を考慮して、1日あたりの売却可能な株式数の目安を1日あたり平均売買高の約20%とする。
- ・ 割り当てられた個数のうちの残りの半分については、評価上、時間的価値を最大化するため、満期日において権利行使し、発行済みの5%以内の株式数でまとめて長期保有目的の株主候補に10%のディスカウント率を考慮して売却するものとする。

採用数値

- a 株価 : 32円 (基準日: 平成24年1月26日終値)
- b 前提とする理論株価 : 23.94円
- c 権利行使価格 : 10円
- d 行使請求期間 : 2年間
- e 配当率 : 0.00%
- f 無リスクレート : 0.13%
- g ボラティリティ : 約63%

行使価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値32円から68.75%ディスカウントした金額となります。受注環境が好転しつつある状況にあるとはいえ、後述「6 大規模な第三者割当の必要性」において記載しており、当社をとりまく環境は厳しく、新工場が完全に稼働していない状況を鑑みると、1株当たり純資産を大きく上回るような水準で、10億円という大規模な金額の調達を実現することは容易ではないものと考えております。本新株予約権の行使価額に関しましては、発行価格と同様にして、割当予定先との間で厳しい交渉を行ってまいりましたが、調達金額が大規模であることに加え、資金繰りに関する時間的制約もあり、行使価額10円という条件で合意することを決定いたしました。

このように、本新株予約権の発行は、会社法第238条第3項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当するものと判断しております。しかしながら、運転資金が調達され当社の資金繰りが安定し、企業継続に不可欠な千葉県袖ヶ浦市の工場への設備投資が行えることを考えると、結果としては企業価値の向上に資するものと判断しています。

本新株予約権の発行については、有利発行に該当するとの判断から、既存株主にとって株式の希薄化が生じますが、既存株主の判断を仰ぐため平成24年2月24日開催予定の当社臨時株主総会に本新株予約権の発行議案を上程する予定であります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当増資により発行される新株予約権の目的である株式の総数は100,000,000株、議決権の数は100,000個であり、総株主の議決権数である172,623個に対する比率は57.92%となり、25%以上の大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
三田証券株式会社	東京都中央区日本 橋兜町3番11号	-	-	100,000,000	36.68
川岸工業株式会社	東京都港区東新橋 1丁目2番13号	14,508,000	8.40	14,508,000	5.32
サクラダ取引先持 株会	千葉県市川市二俣 新町21番地	2,936,075	1.70	2,936,075	1.08
株式会社みずほ銀 行	東京都千代田区内 幸町1丁目1番5 号	1,440,032	0.83	1,440,032	0.53
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口 6)	東京都中央区晴海 1丁目8番11号	1,378,000	0.80	1,378,000	0.51
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口 3)	東京都中央区晴海 1丁目8番11号	1,269,000	0.74	1,269,000	0.47
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口 4)	東京都中央区晴海 1丁目8番11号	1,243,000	0.72	1,243,000	0.46
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口 2)	東京都中央区晴海 1丁目8番11号	1,113,000	0.64	1,113,000	0.41
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口 7)	東京都中央区晴海 1丁目8番11号	1,040,000	0.60	1,040,000	0.38
中尾 江里	大阪府吹田市	1,026,000	0.59	1,026,000	0.37
計		25,953,107	15.03	125,953,107	46.20

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、平成23年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」は、本新株予約権を行使価額で全て行使された場合に交付される株式の数（以下「行使価額割当株式数」という。）を所有株式数に加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、総株主の議決権の数に行使価額割当株式数に係る議決権の数を加えた数で除して算出した割合を記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回の募集の背景及び目的

当社は、大正9年の設立以来、我が国有数の橋梁建設会社として、主に公共工事を中心とし、日本全国に数多くの鋼橋を建設し、交通インフラ整備の一翼を担ってまいりましたが、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷による継続的な公共工事費の削減、また、平成21年9月の政権交代による公共事業見直しによる影響等から、橋梁業界における受注競争が激化し、平成22年3月期以降、受注高が計画を大幅に下回る結果となり、当社業績は、平成23年3月期において多額の経常損失を計上しました。

このような状況のもと、当社は入札結果の徹底した見直しを行い、受注体制の強化を図ってまいりました。その結果、総合評価方式における技術評価点及び積算精度が向上し、平成24年3月期第2四半期累計期間における受注高は、前事業年度を大幅に上回ることが出来ました。しかしながら、第2四半期までの受注高は好調に推移したとはいえ期初受注残高減少等の影響から、平成24年3月期においても赤字決算を余儀なくされるものと予想しております。

かかるなか、当社は、平成23年3月、長年の経営課題であった多額の有利子負債の解消を図るとともに、売却代金の一部を運転資金に充当することによりキャッシュ・フローを改善することを目的として、当社の唯一の生産拠点であった市川本社工場を売却しました。そして、新たな生産拠点として千葉県袖ケ浦市の工場を賃借し、移転計画の策定および設備等の移送を進めてまいりました。このように、当社の事業継続のためには、受注済み物件の生産を滞りなく行い、また、今後の受注活動を円滑に行うために、千葉県袖ケ浦市の工場を速やかに稼働させる必要があります。そのためには、千葉県袖ケ浦市の工場についてインフラ整備、生産設備の設置据え付け等を要することから、かかる設備投資のための資金が必要になります。

また、当社は主として公共工事を手掛け、受注先も国土交通省及び地方公共団体、並びに、旧公団・公社等が中心であることから、例年、第4四半期に稼働のピークを迎え、これに対し、工事代金の入金が増加する傾向にあるため、特に第4四半期に運転資金が不足します。当第4四半期においてもキャッシュ・フローが不足することが予想されることから、かかる運転資金の調達も必要になります。

今回の資金調達は、上記の通り、当事業存続に不可欠な生産能力を維持するとともに当面の事業継続に必要な運転資金を調達することで資金繰りを安定させ、財務基盤を確立した上で業務改善を推し進め、収益力を向上させることを目的としております。

当該資金調達の方法を選択した理由

今回の資金は、前記「今回の募集の背景及び目的」に記載のとおり、事業存続に必要な設備投資資金及び当面の運転資金を確保するとともに、財務基盤の強化を実現することを目的としております。

当社は、これら必要資金の調達に向け、多様な資金調達手法の比較検討を進め、取引銀行に限らず金融機関からの借入等による資金調達のために幅広く融資を依頼し、金融機関との協議・交渉を行いました。平成23年3月期に多額の経常損失を計上していること、平成23年3月期第2四半期以降継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況にあること、受注結果に好転が見られるものの当平成24年3月期も赤字決算となる見込みであること等から実現には至らず、現時点で金融機関からの借入等による資金調達は困難な状況にあります。

また当社は、受注力の回復に努めるとともに、信用力の強化と資金調達に資するような他社との資本業務提携も模索いたしましたが、大きな進展はなく、信用力の補完や資金調達の実現には至りませんでした。

更に、株主割当増資や公募増資による資金調達も検討しましたが、株価が低迷していること、継続企業の前提に疑義がある旨の注記が付されている状況等を勘案すると、当社が必要とする資金を安定的に確保できるような増資の実現性は極めて乏しいと判断せざるを得ません。

そのため、当社としては、現時点で新たな資金調達を実施するにあたっては、第三者割当による資金調達による他ないものと判断しました。そして、前述の通り、当社を取り巻く環境は極めて厳しく、他の資金調達の途も現時点では閉ざされていることから、かかる環境下で迅速な資金調達を達成するための資金調達の条件は、第三者割当の中でも新株予約権によるものとし、かつ、割当予定先にとって特に有利な条件にならざるを得ませんでした。

このような検討を重ねた結果、当社は、今回の新株予約権の募集による資金調達を行う以外に手段はないとの結論に至りましたが、前記「3 発行条件に関する事項」に記載のとおり、発行に際して金銭等の払込を要しないものとし(無償割当)、行使価額は1株当たり10円となりますので、本新株予約権の条件は、会社法第238条第3項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当いたします。また、前記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載したとおり、大規模な新株予約権の発行となり、本新株予約権の行使によって大規模な希薄化リスクが顕在化することにもなります。

しかしながら、他に資金調達手段がないことから、当社の事業継続のためにはかかる資金調達が不可欠であり、有利発行に該当し希薄化リスクを伴うとはいえ、今回の第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことで、当社の企業存続を確保することが可能となることから、既存株主にとっても最善の方策であると判断いたしました。

前記「2 新規発行による手取金の使途」において記載しましたとおり、今回、調達した資金は、運転資金及び千葉県袖ケ浦市の工場の設備投資資金に充当する予定であります。具体的には、運転資金として平成24年2月から6月にかけて、順次2億5,000万円を支出し、設備投資資金として平成24年4月から平成25年1月にかけて、7億3,700万円を支出する予定であります。今回の資金調達により、当社は、当社の当面必要としている資金を賄うことができることで、当面の資金不足を回避して資金繰りの安定化を図ることにより、財務内容を強固なものとするとともに、千葉県袖ケ浦市の工場を整備し稼働させて、事業存続基盤を確保することが可能になります。そして、当社の財務基盤や経営基盤を安定化させることにより、業務改善を推進することで、今後の収益力の向上を図ることが可能になります。

一方、本新株予約権は当社の資金調達のための発行するものであることから、本新株予約権がかかる便宜に資するものでなくなった場合、すなわち、本新株予約権の割当予定先が当社資金需要に呼応して新株予約権を行使しない（あるいは行使することが期待できない）場合や、他に当社にとってより有利な資金調達が可能となった場合は、当社が本新株予約権の発行価格（0円）で本新株予約権の全部又は一部を買い戻すことが可能となっています。このことにより、状況に応じて機動的な対応が可能となると考えています。

また、割当予定先は、本新株予約権を行使の上、交付される当社普通株式を適宜市場内又は市場外で売却していく方針であり、それに合わせ当社資金調達も進展していくものと考えておりますが、前記「2 新規発行による手取金の使途」に記載のとおり、運転資金の支出時期までに本新株予約権の行使が進まず、必要な資金の調達ができないこととなった場合は、応急的な措置として、本新株予約権の行使によって払込まれる資金を返済に充てることを条件に、本新株予約権が行使されるまでの間のつなぎ資金を調達する可能性があります。現在の当社の置かれている状況を勘案すれば、現時点での金融機関からの資金の調達は困難な状況にありますが、平成24年2月24日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権の発行に関する議案の承認が得られ本新株予約権の発行が行われることにより、当社の財務基盤が強化されること、またつなぎ資金の返済原資についても明確になること等、当社の状況が変化いたしますので、金融機関等からの借入の可能性を高められるものと当社では判断しております。また、設備資金の支出予定時期までに本新株予約権の行使が進まない場合においては、設備投資の内容は、資金調達の時期及び金額に応じて変更する可能性があります。

さらに、割当予定先との間で締結を予定している割当契約においては、割当予定先が、当社の取締役会の承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、行使期間を通じ、総額5億円を超えて取引所金融商品市場（但し、立会外取引を除く）にて売却してはならないものとする旨、及び当社の取締役会による承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、同一の相手先に対して割当日における当社の発行済株式総数の5%を超えて売却してはならないものとする旨を定める予定です。このことにより、市場において過度の売り圧力が生じて株価の下落を招くこと、及び当社の関知しないところで支配株主の異動が突如として生じることを防止することが可能となっています。上記のとおり、割当予定先は、当社の取締役会の承認がある場合を除き、総額5億円を超えて取引所金融商品市場（但し、立会外取引を除く）にて売却してはならないとの定めを設ける予定であるため、割当予定先からは、5億円については行使期間の当初1年間程度で、本新株予約権の行使により取得した株式を取引所市場内で売却するとともに、残りの5億円については、同時に、取引所市場外での相対取引（立会外取引も含む）によって行使期間の当初1年間程度で売却する計画である旨、確認しております。これら割当予定先の売却方針によれば、割当予定先の本新株予約権の行使により、支出予定時期に応じた当社の必要とする資金の調達は十分に可能であるものと判断しております。

これらにより、当社は本新株予約権の募集により、企業価値を高めていくことが可能であると考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当により発行された本新株予約権が全て行使された場合の希薄化率は、本件第三者割当に係る取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数172,623個を前提とすると57.92%となり、希薄化率が25%以上となります。既存株主の皆様には大きな影響が生じることに鑑み、本件第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様のご承認を得るべく、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。具体的には、平成24年2月24日開催予定の臨時株主総会に付議する本件第三者割当に関する議案の中で、本件第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様ご意思確認をさせていただくことといたします。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第142期）及び四半期報告書（第143期 第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成24年1月27日）までの間に生じた追加は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年1月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年1月27日）現在において当社が判断したものであります。

株式の希薄化について

今回、第三者割当により発行する新株引受権の目的である株式の総数100,000,000株は、平成24年1月27日現在の当社の発行済株式総数173,142,890株の57.75%にあたり（新株予約権が全て行使された場合）、これにより当社株式1株あたりの株式価値が希薄化される可能性があります。

新株予約権が行使されないリスク

市場動向により本新株予約権の行使が進捗しないリスクが生じます。この場合、当社の設備投資計画や資金計画に重大な影響を及ぼす可能性があります。

割当予定先が大株主となるリスクについて

今回の新株予約権が全て行使され、かつ、割当予定先が継続保有した場合、割当予定先である三田証券が当社の大株主となり、その議決権所有割合は36.68%程度となる可能性があります。しかしながら、当社は、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であり、当社の経営及びコーポレートガバナンスに介入する意思がないことを確認しております。また、当社と割当予定先との間で締結を予定している割当契約書において、割当予定先は、当社の取締役会による承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、総額5億円を超えて取引所金融商品市場（但し、立会外取引は除く）にて売却してはならないものとする旨、及び当社の取締役会による承認がある場合を除き、本新株予約権の行使により取得した株式について、同一の相手先に対して割当日における当社の発行済株式総数の5%を超えて売却してはならないものとする旨の規定が設けられる予定です。以上より、上記市場売却の方針と合わせ、当社の支配株主が突如変動するような事態を防ぐことが可能であると考えております。

2 臨時報告書の提出について

（平成23年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成23年6月29日開催の当社第142回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたしました。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、増田弘道、山本潤、利守尚久、小林秀明および川岸隆一を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、小倉謙一を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	82,336	1,310	0	98.43	可決
第2号議案					
曾田 弘道	79,512	4,158	0	95.03	可決
山本 潤	79,926	3,744	0	95.53	可決
利守 尚久	80,048	3,622	0	95.67	可決
小林 秀明	79,991	3,679	0	95.60	可決
川岸 隆一	79,593	4,077	0	95.13	可決
第3号議案					
小倉 謙一	81,979	1,689	0	97.98	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主のうち議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決要件を満たしたことから、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

[次へ](#)

(平成24年1月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成24年1月27日開催の取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 新たに代表取締役となる者の氏名、生年月日、職名、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数 (平成23年9月30日現在)
宮田 重男 (昭和29年9月1日生)	代表取締役会長		平成24年2月24日	株

(注) 1. 平成24年2月24日開催予定の臨時株主総会での選任手続きを経た後、同日に開催予定の取締役会において代表取締役会長に就任予定であります。

2. この異動により代表取締役は、曾田弘道(代表取締役社長)及び宮田重男(代表取締役会長)の2名となります。

(2) 新たに代表取締役となる者についての主要略歴

氏名	略歴
宮田 重男 (昭和29年9月1日生)	昭和59年4月 株式会社野辺商店入社 平成4年4月 株式会社ニッポ・ジェム入社 平成12年6月 株式会社甲斐宝飾入社 平成12年12月 有限会社スコット・ジェム・インターナショナル代表取締役社長 (現任)

[次へ](#)

（平成24年1月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成24年1月27日開催の取締役会において、現在の退職金制度を平成24年3月31日付で廃止するとともに、退職金制度廃止時点の各従業員の退職金を50%減額することを決議いたしました。これに伴い、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成24年1月27日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社の最近の経営状況を踏まえ、退職給付債務の圧縮による財務基盤の改善、並びに今後の退職給付費用の削減による収益基盤の強化等を主な目的として、現在の退職金制度を平成24年3月31日付で廃止するとともに、退職金制度廃止時点の各従業員の退職金を50%減額することを決議いたしました。当該退職金制度の廃止に伴い、退職給付引当金の戻入額を特別利益に計上するものであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該退職金制度の廃止に伴い、平成24年3月期において退職給付引当金戻入額約400百万円を特別利益に計上する予定であります。

[前へ](#) [次へ](#)

（平成24年1月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成24年1月27日開催の取締役会において、固定資産除却損の計上を決議いたしました。これに伴い、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成24年1月27日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

平成23年10月31日の市川本社工場の引渡し及び市川市から袖ヶ浦市への設備の移転に伴い、固定資産除却損を計上するものであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該固定資産の除却に伴い、平成24年3月期第3四半期において、固定資産除却損88百万円を特別損失に計上いたします。

[前へ](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第142期	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第143期 第2四半期	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	第143期 第2四半期	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成24年1月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 板 橋 正 志 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 倉 明 印
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第141期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サクラダの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社サクラダが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載のとおり、会社は当事業年度より完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月29日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 板 橋 正 志 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第142期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サクラダの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は多額の営業損失及び経常損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サクラダの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社サクラダが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月14日

株式会社サクラダ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 茂 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サクラダの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第143期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サクラダの平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期会計期間において、国土交通省の大型工事等を受注し、受注強化策の効果が現れてきているが、前事業年度及び第1四半期会計期間における受注不振の影響により、完成工事高が減少し、235,678千円の営業損失及び246,129千円の経常損失を計上し、前事業年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。